

平成 24 年度「赤十字新聞」及び「赤十字の動き」の制作及び発送業務にかかるプロポーザルの実施について（公示）

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

平成 24 年 2 月 6 日

日本赤十字社

総務局長 吉田 元治

1. 業務概要

- (1) 業務名 平成 24 年度「赤十字新聞」及び「赤十字の動き」の制作及び発送業務
- (2) 業務目的 業務委託仕様書記載のとおり
- (3) 業務内容 編集（レイアウト・デザイン含む）、制作、発行等
- (4) 業務期間 「赤十字新聞」  
平成 24 年 4 月 1 日号～平成 25 年 3 月 1 日号（1 年間 12 号分）  
「赤十字の動き」  
平成 24 年 5・6 月号～平成 25 年 3・4 月号（1 年間 6 号分）

2. プロポーザル参加資格

- (1) プロポーザルに参加することができない者
  - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - イ 次の各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者
    - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
    - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
    - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
    - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 日本赤十字社資格格付で「物品の製造」の「106 その他印刷」及び「役務の提供等」の「301 広告・宣伝」資格の B 等級以上又は「物品の販売」の「206 その他印刷」及び「役務の提供等」の「301 広告・宣伝」資格の B 等級以上の認定を受けていること。
- (3) 公告の日からプロポーザルの提出期限までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき日本赤十字社から、又は東京都内で行われた不正行為に基づき東京都若しくは国から指名停止等の措置を受けていないこと。

なお、東京都及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、公告の日からプロポーザルの提出期限までの期間に指名停止等の措置を受けていないこと。

(4) 平成 17 年 4 月 1 日以降に日本赤十字社若しくは国、地方自治体、全国展開する企業から (ア) と同等の業務について受託実績があること。

(ア) パンフレットのデザイン、キャンペーンポスター等作成業務

### 3. 担当部局

所在地：〒105-8521 東京都港区芝大門一丁目 1 番 3 号

施設名：日本赤十字社

担当者：総務局 総務部 管財課 中丸 雅剛

T E L : 03-3437-7076 F A X : 03-3433-8525

### 4. プロポーザル説明書等配付期間及び場所

期 間：平成 24 年 2 月 6 日 (月) ～平成 24 年 2 月 10 日 (金)

10 時 00 分から 16 時 30 分まで

場 所：上記 3 に同じ

### 5. プロポーザル参加表明書、広報業務実績調書及び競争入札参加資格認定通知の写しの提出期間及び場所等

提出期間：平成 24 年 2 月 6 日 (月) ～平成 24 年 2 月 13 日 (月)

10 時 00 分から 16 時 30 分まで (土日を除く)

提出場所：上記 3 に同じ

提出方法：持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。ただし、FAX の場合は記名・押印がされた原本を後日、持参または郵送すること。

### 6. プロポーザル資料の提出期限及び提出場所並びに方法

提出期限：平成 24 年 2 月 27 日 (月) 10 時 00 分まで

提出場所：上記 3 に同じ

提出方法：持参すること。郵送又は FAX による提出は認めない。

### 7. その他

(1) 手続において使用する言語、通貨 : 日本語、日本円。

(2) 契約書作成の要否 : 要。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記 3 に同じ。

(4) 上記 2 (2) に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者は、上記 5 の期間に一般競争参加資格審査申請書を提出することができる。

(5) 本件プロポーザルに参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。

(6) 詳細はプロポーザル説明書による。